

# 令和5年度久留米市つながり届く市民活動推進補助金

久留米市は、食糧を必要とする人や団体へ、それらを安全に届けるフードバンク等の活動を行う団体に、活動経費を助成します。



## ◆対象となる活動

フードバンクやフードドライブなど、食糧を届けるための活動を実施すること。

なお、次のⅠ～Ⅲの単独又はいずれかを組み合わせた活動であること。

### Ⅰ 集める活動

事業所、一般家庭等にある食糧を集める活動。

### Ⅱ 仕分ける活動

集めた食糧を種類や賞味期限に応じて区分し、保管する活動。

### Ⅲ 配る活動

当事者や世帯の状況把握に努めながら保管された食糧を無償で配る活動。

※適切な感染防止対策を図り、食品の衛生管理には十分にご配慮ください。

## ◆補助対象者

補助対象者は、以下の要件を全て満たすこととします。

- (1) 名簿及び規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (2) 5名以上の構成員を有すること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、市内において活動する団体・組織であること。
- (4) 団体の代表者が18歳以上であること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団、又は暴力団の構成員の統制の下にある団体でないこと。

## ◆活動の要件

- (1) 支援を確実に届けるために、団体との連携が必要な場合は、当該団体と事前に協議を行うこと。  
(連携する団体については、別途ご相談ください。)
- (2) 基本的に市内で行われる活動であること。
- (3) 常に活動を必要とする人や団体の拡大に努める活動であること。
- (4) 市民が活動に参加すること。 など

## ◆補助金額

対象活動	補助金額	備考
①集める活動	1万円以上20万円以下	・活動実績に応じて精算 ・各対象活動を組み合わせた場合は、その合計額
②仕分ける活動	1万円以上40万円以下	
③配る活動	1万円以上40万円以下	

◆**対象経費（抜粋）** 活動に直接必要な費用を助成します。

項目	内容	補助上限等	補助率
報償費	外部講師等への謝金	・謝礼の上限額は1回あたり5万円/人・ 団体で最高30万円まで	100%以内
旅費	講師等への交通費 活動者の費用弁償	・上限額は5万円/人で最高30万円まで ・活動に従事した者への費用弁償の上限額は1,000円/人・日で最高30万円まで	
消耗品費	文具、3万円以下の備品等		
燃料費	ガソリン代等	・運行記録に沿って1kmあたり20円 (費用弁償との重複不可)	
印刷製本費 要見積書	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費	・上限額は30万円	
使用料及び賃借料	物資の保管場所、車両、機械等の借上料	・上限額はそれぞれ1日あたり5万円	100%以内 (ただし、パソコン等のOA機器の購入費及び修繕費については50%)
備品購入費 要見積書	作業等に必要機材、備品等の購入費及び修繕費	・上限額は1品当たり5万円(事業に必要な最低限の数量のみ)	

※対象外経費…人件費、食糧費、飲食費、団体運営経費、広告料、不動産取得費等。

※1人の活動者に対して、費用弁償とガソリン代の重複支払いはできません。

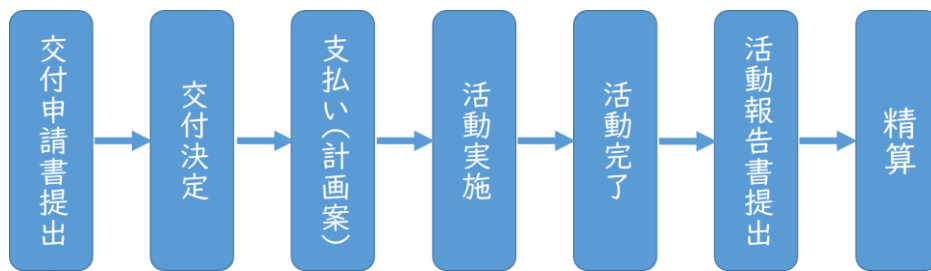
※補助金は1,000円単位で交付します。(対象経費の合計の1,000円未満は切り捨て)

◆**応募方法**

次の書類を作成のうえ、協働推進課までご提出ください。※ホームページからもダウンロードできます。

- 補助金等交付申請書(規則第1号様式)
- フードバンク・フードドライブ活動計画書(第1号様式)
- 収支計画書(第2号様式)
- 団体調書(第3号様式)
- 団体規約

◆**申請から精算までの流れ**



※交付申請書提出の際は、具体的な活動内容をお聞かせください。

◆**助成期間**

交付決定日以降、令和6年3月31日(金)まで

◆**お問合せ先**

久留米市 協働推進部 協働推進課  
〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
Tel : 0942-30-9064 FAX : 0942-30-9706



くるっば

久留米市イメージキャラクター



▲市HP▲  
QRコード

久留米 つながり 応援

